

「L R T 駅交差部等基盤整備部会」の設置について

1 趣旨

J R 宇都宮駅と L R T の駅横断ルートについて、「芳賀・宇都宮基幹公共交通検討委員会」（以下、「委員会」という。）の専門部会として、有識者や鉄道事業者、軌道運送事業者、行政で構成する「L R T 駅交差部等基盤整備部会」（以下、「部会」という。）を設置し、駅横断ルートの確定に向けた検討を進めることとしたことから、その内容について報告するもの

2 J R 宇都宮駅横断ルートについて

J R 宇都宮駅と L R T の駅横断ルートについては、「東西基幹公共交通の実現に向けた基本方針」（平成 2 5 年 3 月策定）において、東西における公共交通ネットワークの結節や中心部との連携強化、利便性向上による利用促進の観点から、早期整備に向けて取り組むこととしており、これまで、J R 東日本と協議しながら、ルート案の比較検討を行うなど、各種検討を進めてきた。

このような中、駅西側 L R T 整備の事業化に向けた検討の具体化や駅東口整備事業の事業化が決定となり、駅横断ルートの確定が求められている。

3 部会での検討の進め方

(1) 選定の考え方

L R T の駅横断ルートについては、軌道の線形条件や車両の基本仕様などを踏まえるとともに、構造物等の制約や駅利用施設の分断による影響等を考慮し、実現可能性のある複数のルート案を設定する。

その中から、駅利用者の利便性や安全性、経済性などの観点から総合的に評価を行い、最適なルートを選定し、検討内容については、適宜委員会に報告する。

(2) L R T 駅交差部等基盤整備部会設置要綱

別紙 1 参照

LR T 駅交差部等基盤整備部会設置要綱

(設置)

第1条 芳賀・宇都宮基幹公共交通検討委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第9条に基づき、LR T 駅交差部等基盤整備部会（以下「部会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 部会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) JR 宇都宮駅交差区間の駅横断ルートに関する事項
- (2) JR 宇都宮駅等の交通結節点における都市基盤に関する事項
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 部会は、別表第1に掲げる委員で組織することとし、市長が委嘱する。

2 有識者委員の任期は、委嘱の日から検討終了の会議の日までとする。

3 鉄道事業者委員、行政委員及び軌道運送事業者委員の任期は、委嘱の日から検討終了の会議の日までとし、委嘱されたときにおける当該職又は身分を失ったときは、その職を失う。

4 欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第4条 部会に、部会長1人を置く。

2 部会長は、委員の互選によって定める。

3 部会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 部会長に事故があるとき、又はやむを得ず欠席するときは、部会長があらかじめ指名したものがその職務を代理する。

(行政アドバイザー)

第5条 部会に、別表第2に掲げる行政アドバイザーを置く。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて、部会長がこれを招集する。

2 部会長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 部会の事務局は、宇都宮市建設部LR T 企画課、LR T 整備課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月25日から施行する。

別表第1（第3条関係）

| | 氏名 | 役職等 |
|-----------|-------|------------------------|
| 有識者委員 | 岸井 隆幸 | 日本大学特任教授 |
| | 森本 章倫 | 早稲田大学教授 |
| 鉄道事業者委員 | 丸山 信博 | 東日本旅客鉄道株式会社大宮支社総務部企画室長 |
| 行政委員 | 吉田 信博 | 宇都宮市副市長 |
| | 上野 哲男 | 芳賀町副町長 |
| 軌道運送事業者委員 | 中尾 正俊 | 宇都宮ライトレール株式会社常務取締役 |

別表第2（第5条関係）

| | |
|----------|---------------|
| 行政アドバイザー | 栃木県県土整備部交通政策課 |
|----------|---------------|